

## 報告第12号

### 市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年8月3日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年5月29日、大田原市城山2丁目86番1先、市道城山210号線で発生した路肩のカーブミラー撤去跡による車両の損傷事故について、これによる損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 43,450円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額43,450円を支払う。
- (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 那須塩原市〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇